



錦秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

## 重要情報

### 1. 住宅取得等資金の贈与税非課税

親からマイホーム購入（建築）資金の贈与を受けた場合、平成24年中であれば1,000万円（省エネ住宅1,500万円）が非課税となります。来年再来年と非課税額は逡減していきますので、本年中に購入を検討している人が多いです。

### 2. 復興所得増税に対応したソフト等の見直しを

所得税は平成25年1月から2.1%増しとなります。個人事業者が申告する所得税のみならず、利子配当から天引きされる源泉所得税や、会社が給料・士業報酬・著作権等について天引きする源泉税にも適用がありますのでご準備ください。

### 3. 生命保険料控除が変わっています

そろそろ年末調整に向けて生命保険の資料を集める時期になりますが、今年から旧来の一般分5万円・個人年金分5万円が各4万円に縮小され、介護医療保険分4万円が新たに追加されます。今年新規契約・更新された方はご注意ください。

## 11月のイベント

- ・ 個人所得税予定2期分納付
- ・ 個人事業税2期分納付
- ・ 9月決算法人 確定申告納期限
- ・ 3月決算法人 中間申告納期限

## 税金マメ知識

本年から、親から住宅資金の贈与を受けた時の非課税制度が拡充されています。平成24年中の非課税枠がもっとも高いため、建築屋さんはやっきになって営業をしているようです（この制度については要件がいろいろありますので詳しくはお問い合わせください）。さて、非課税枠は一般住宅で1千万円までですが、これを頭金にして残りはローンで、というパターンが多いです。注意しなければならないのは、自分の実負担額を超えるローン残高については、所得税のローン控除の適用は受けられないということです。越える部分は住宅のためのローンではないので当たり前といえば当たり前ですが…

## 晩酌のじかん

顧問方針に傾聴を掲げており、わたしもカウンセラーの勉強をしています。ある言葉に感銘を受けました。「問題はあるけれど、問題ではなくなる」。お客さん一人一人が問題を抱えていますが、わたしがそばにすることで問題ではなくなったとき、本当の顧問になれると思います。



## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県  
横浜市神奈川区片倉5-14-15  
TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340  
Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp

## 元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



【中国：万里長城のスタート地点】実は東南アジアや欧米は旅したことがありません。若い内にキツイ地域を先に見ておきたかったんです。それに新興国は10年で様変わりしますからね。次号からわたしの訪れた処を、順を追ってご紹介しようと思っています。

## ☆事務所からの連絡☆